

四日市市告示第517号

北納屋町中納屋町の土地について国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を実施し、地籍調査作業規程準則第30条第4項の規定により筆界案を作成したため告示する。

令和4年9月1日

四日市市長 森 智 広

- 1 土地の所在・地番  
四日市市浜町76番
- 2 筆界を確認できる場所  
四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 用地課
- 3 筆界案を確認することができる者  
四日市市浜町76番の土地所有者又は土地所有者の委任を受けた者
- 4 筆界案の作成者  
四日市市長
- 5 筆界案を確認することができる者は、告示の日から20日間意見を申し出ることができるものとする。  
また、20日間を経過してもなお申し出がないときは、地籍調査作業規程準則第30条第4項の規定により調査を行うものとする。

(都市整備部用地課)